

限度時間を超える場合の 3 6 協定届の記載例（特別条項）

（様式第 9 号の 2（労働基準法施行規則第 16 条第 1 項関係））

◆臨時に限度時間を超えて労働させる場合には様式第 9 号の 2 の協定届の届出が必要です。
 ◆様式第 9 号の 2 は、✓ 限度時間内の時間外労働についての届出（1 枚目）と、✓ 限度時間を超える時間外労働についての届出（2 枚目）の 2 枚の記載が必要です。
 ◆1 枚目の記載については、前ページの記載例をご参照ください。

臨時に限度時間を超えて労働させることはできません。
 限度時間を超えて労働させる必要がある場合でも、時間外労働は限度時間以内でできる限り近づけるように努めてください。

2 枚目
（表面）

時間外労働 に関する協定届（特別条項）
休日 労働

様式第 9 号の 2（第 16 条第 1 項関係）

業務の種類	労働者数 （満 18 歳）	1 日 （任意）		1 箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100 時間未満に限る。）		1 年 （時間外労働のみの時間数、720 時間以内に限る。）					
		延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数 （任意）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数 及び休日労働の時間数 （6 月以内に限る。）	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数 及び休日労働の時間数 （任意）				
突発的な仕様変更	設計	10 人	6 時間	6. 5 時間	4 回	60 時間	70 時間	35%	550 時間	670 時間	35%
製品トラブル・大規模なクレームへの対応	検査	10 人	6 時間	6. 5 時間	3 回	60 時間	70 時間	35%	500 時間	620 時間	35%
機械トラブルへの対応	機械組立	20 人	6 時間	6. 5 時間	3 回	55 時間	65 時間	35%	450 時間	570 時間	35%

限度時間を超えて労働させる場合における手続

限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置

①、③、⑩

労働者代表者に対する事前申し入れ

（該当する番号）
①、③、⑩

（具体的な内容）
対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に 11 時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。✓（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日 ○○○○ 年 3 月 12 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 検査課主任 山田花子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 投票による選挙

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表することであることを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。✓（チェックボックスに要チェック）

○ ○ 労働基準監督署長殿

使用者 職名 工場長 田中太郎

1 年間の上限時間を計算する際の計算日を記載してください。その 1 年間の有効期間に力加わらず、起算日は同一の日である必要があります。

限度時間を超えて労働させる場合の割増賃金率を定めてください。この場合、法定の割増率（25%）を超える割増率とするよう努めてください。

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月 100 時間未満、2 ～ 6 か月平均 80 時間以内でなければなりません。これを労使で確認の上、必ずチェックを入れてください。チェックボックスにチェックがない場合は、有効な協定届とはなりません。

労働者を採用する際には「労働条件」の 書面交付等による明示が必要です！

- 労働基準法では、労働契約を締結する際に、労働者に労働条件の明示義務があります。
- 明示しなければならない労働条件が定められています。
- 労働条件通知書によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、**即時に労働契約を解除**することができます。



★モデル労働条件通知書をご活用ください！

労働条件の明示は 原則、書面交付です。

なお、労働者が希望した場合は、**FAX・メール・SNSメッセージでも可能です！**

明示方法は？

◎印刷や保存ができるように添付ファイルで送りましょう。

厚生労働省HPより職種別のモデル労働条件通知書の様式をダウンロードできます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudoukijunkankei.html



※ご不明な点は、お近くの労働基準監督署へご相談ください。